

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別記様式第1及び別記様式第2中

「
対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円 を
」

「
対象業務に従事した場合に1回60円～2,000円 に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。